

寄附申出書に記載の寄附申出日を記載してください。

記入例

令和 元 年 〇 月 〇 日 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

令和 元 年 〇 月 〇 日 兵庫県知事 殿		整理番号	
住所	〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山路 5丁目10番1号		フリガナ ヒョウゴ タロウ
			氏名 兵庫 太郎
			個人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
電話番号	078-341-7711		性別 男 ・ 女
			生年月日 明・大・昭 60年 4月 17日 平・令

第五十五号の様式 (附則第二条の四関係)

「個人番号」欄には、あなたご自身の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第5項に基づき記載してください。 ※以下の①、②のいずれかの添付書類を提出してください。

太枠内の項目（住所、氏名(フリガナ)、性別、電話番号、生年月日）を全て記入。
個人番号も必ず記入のうえ、番号確認、身元確認のための添付書類も提出してください。
(注意)

記載内容について年内に変更が生じた場合は、申告特例申請事項変更届出書の提出が必要です。

(注1) この申請書は、申告特例対象年の翌年の1月10日までに提出してください。また、上記に記載した内容に変更があった場合も、同日までに申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項(第13項)各号のいずれかに該当する場合には、
あっては、同号に係るものに限って寄附金を払い込まれた日及び寄附金額を記載してください。
寄附金税額控除の適用を受ける市町村民税・道府県民税の申告書(ご不明な場合は、担当窓口へお問い合わせください。)

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 4 年 4 月 1 日	50,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。
①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口をチェックしてください。

①地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)見込まれる者をいいます。 (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年報を提出する義務がない者又は同法第11条第1項第2号に該当する者 (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年1月1日現在において、当該寄附金に係る寄附金税額控除の適用を受ける申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者	該当する場合は、確定申告の提出が不要で、住民税申告も不要な場合は、チェックしてください
②地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、(1)対象年の1月1日か2月1日か3月1日かのいずれかの日現在、市町村民税の課税対象となる世帯数が5以下であると見込まれる者	ワンストップ特例申請で寄附をする市町村民数が年間5以下であると見込まれる場合は、チェックしてください

該当しない場合は、ワンストップ特例を利用いただけません。

令和 元 年寄附分市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住所	受付日付印
氏名 殿	
受付団体名	兵庫県

申請書とあわせて、下記の書類をお送りください(次の1及び2の両方)

1. 番号確認に必要な書類(写しの送付をお願いします。)

個人番号カード・通知カード・個人番号が記載された住民票のいずれかの書類の写し

2. 身元確認に必要な書類(写しの送付をお願いします。)

個人番号カード・運転免許証・旅券のいずれかの書類の写し

(お持ちでない方は、身体障害者手帳など、官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等がなされ、1.氏名、2.生年月日または住所が確認できるもの)

令和 年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書
道府県民税

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

令和 年 月 日 殿	整理番号	
住 所	フリガナ	
	氏 名	
	個人番号	
電話番号	性 別	男 女
	生年月日	明・大・昭 平・令

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

(切り取らないでください。)

令和 年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書
道府県民税

住 所		受付日付印
氏 名	殿	

受付団体名	
-------	--